第９４号議案

豊川市子ども医療費支給条例の一部改正について

豊川市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

豊川市子ども医療費支給条例（昭和４８年豊川市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある」を削る。

第５条第１項中「（１２歳に達する日以後の最初の３月３１日の翌日から１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子どもについて、医療に関する給付（入院に係るものを除く。）が行われた場合にあっては、その満たない額に相当する額を２で除して得た額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））」を削り、同条第３項中「１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の豊川市子ども医療費支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新条例第２条第１項に規定する子ども（新条例第２条の２第１項又は第２項の規定により子どもとみなされる者を含む。）が受けた医療について国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）又は新条例第２条第１項に規定する社会保険各法の規定による当該医療に関する給付が行われたときから適用する。

３　施行日において、新条例第３条に規定する保護者は、施行日前においても、新条例第４条第１項に規定する手続をとることができる。

４　施行日の前日にこの条例による改正前の豊川市子ども医療費支給条例（以下「旧条例」という。）第２条第１項に規定する子ども（旧条例第２条の２第１項又は第２項の規定により子どもとみなされる者を含む。）の保護者であって、１２歳に達する日以後の最初の３月３１日が平成２５年３月３１日である子どもの保護者であるもののうち、旧条例第４条第３項に規定する受給者は、新条例第４条第１項に規定する手続がされたものとみなす。

（豊川市精神障害者医療費支給条例の一部改正）

５　豊川市精神障害者医療費支給条例（平成８年豊川市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第３号中「の規定による子ども医療費の支給に係る１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子ども」を「第２条第１項に規定する子ども（同条例第２条の２第１項又は第２項の規定により子どもとみなされる者を含む。）」に改める。

理　由

この案を提出するのは、少子化対策の一環として子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、通院に係る子ども医療費の支給の範囲を拡大する必要があるからである。